

平成23年 5月26日

青少年家庭課

森脇

Tel 0852-22-6392

Fax 0852-22-6045

児童福祉法第33条の16及び同法施行規則第36条の30に基づき、平成22年度に島根県において生じた被措置児童等虐待の状況等について、下記のとおり公表します。

なお、この事案は平成22年10月18日に公表（報道発表）したものです。

記

1 被措置児童等虐待の状況

平成22年の発生件数 1件

2 被措置児童等虐待事案の状況

(1) 事案の状況

社会的養護関係施設において、施設の事務職員が入所児童に対して指導を行った際の行為について不適切な言動が認められ、心理的虐待に該当するものと認定した。

(2) 島根県が講じた措置

県では、施設を訪問し、施設職員及び児童から聞き取り調査を行い、事実を認定した。その調査結果を県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉処遇部会に報告し、その意見を踏まえ、施設に対して虐待防止の徹底、再発防止の具体的取組等を指導した。